鳴門市
都市計画マスタープラン

2023年3月

目　次

序章　鳴門市都市計画マスタープランの基本的事項

１．計画策定の趣旨 2
２．計画策定の背景 2
３．計画の期間と対象区域 3
４．計画の構成 4

第1章　社会情勢の変化と上位・関連計画の整理

１．社会情勢の変化 6
２．都市計画マスタープランの見直しにあたって 8
３．本計画の位置付け 9
４．上位・関連計画の整理 10

第2章　鳴門市の現状と課題

１．都市の現状 16
２．アンケート調査結果 28
３．課題の整理 35

第3章　全体構想

１．都市づくりの基本的な考え方 40
１―１．　都市づくりの基本理念 40
１―２．　都市づくりの考え方 41
１―３．　将来都市構造 42
１―４．　都市づくりの基本目標 48
１―５．　将来目標人口 51

２．分野別方針 52
２―１．　分野別方針の体系 52
２―２．　土地利用の方針 54
２―３．　市街地整備の方針 61
２―４．　道路・公共交通の整備方針 64
２―５．　公園・緑地の整備方針 69
２―６．　自然環境・景観の保全方針 72
２―７．　生活環境の整備方針 77
２―８．　都市防災の方針 80

３．　ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針 85
３―１．　ゲートと新たなまちづくりエリアの設定方針 85
３―２．　ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針 86

第4章　地域別構想

１．地域区分の方向性……102
１―１．　地域別構想を策定する目的……102
１―２．　地域区分の設定……102
２．地域別構想……104
２―１．　撫養町川西地区……104
２―２．　撫養町川東地区……110
２―３．　里浦町……115
２―４．　鳴門町……119
２―５．　瀬戸町……124
２―６．　大津町……129
２―７．　大麻町堀江地区……134
２―８．　大麻町板東地区……139
２―９．　北灘町……144

第5章　実現化方策

１．都市づくりの実現に向けた考え方……150
１－１．将来像の実現に向けた参画と協働のまちづくり……151
１－２．まちづくりの具体化……152
１－３．計画の管理・改善……154

資料編

１．これまでの検討経緯……157
２．未来のまちづくり計画策定検討会……158
３．地区自治振興会との意見交換会の実施について……159
４．用語集……161

序章

都市計画マスタープランの基本的事項

1. 計画策定の趣旨

鳴門市都市計画マスタープラン（以降、本計画と呼ぶ）は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市民の意見を反映しながら、まちづくりの方向性や地域の課題に応じた整備方針等を総合的に定めるものです。

2. 計画策定の背景

■ 検討経緯

本市の都市計画は、平成９年（1997 年）を初年度とし、平成 28 年（2016 年）を目標年度とする「鳴門市都市計画マスタープラン（平成 11 年（1999 年）３月）」を策定し、都市づくりの基本目標である「多様な交流の中で市民がきらめき豊かさを創造する鳴門」をめざし、都市づくりを進めてきました。

そして、策定から概ね 10 年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展などの社会情勢の変化や都市計画制度の変更を背景として、平成 23 年（2011 年）に見直しを行いました。

■ 人口減少･少子高齢化の進行、交通体系の変化、災害に対応したまちづくりが必要

平成 23 年（2011 年）の策定から概ね 10 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地の空洞化や周辺地域におけるコミュニティの低下などが進行しています。交通においては、四国自動車道徳島 IC～徳島 JCT～鳴門 JCT 間の整備により、徳島県の玄関口として交通利便性が高くなるなど交通体系も大きく変化しています。

また、集中豪雨の頻発化・激甚化をはじめ、南海トラフ地震と津波の発生を想定した対応など防災・減災の取組が一層重要となっています。

■ 社会情勢の変化に対応する必要性

平成 23 年（2011 年）の策定以降、社会情勢の変化として「都市計画法」の改正をはじめ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以降、国土強靱化基本法と呼ぶ）」の施行、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）、グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能の活用）、AI（人工知能）・ICT（情報通信技術）・ビッグデータ（様々な種類のデータ）などの技術革新に対して、都市計画行政をはじめ様々な分野での対応が必要となっています。

■ 上位･関連計画の策定や見直しに対応する必要性

本計画の上位計画である鳴門市総合計画や徳島東部都市計画区域マスタープランにおいても見直しが行われ、関連計画においては、「なると未来づくり総合戦略」、「鳴門市国土強靱化地域計画」、「地域公共交通計画」の策定が進められており、それらの内容を踏まえた見直しが必要です。

■ 本計画の見直しにあたって

本計画は、このような社会情勢の変化や上位・関連計画の策定・見直しを背景として、市民アンケート・高校生アンケート・事業所アンケートや意見交換会を実施し、市民の意向を踏まえながら、安全で安心でき、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進を目指し、20 年後の長期的なまちづくりの方向性を示すため、令和５年（2023 年）３月に見直しを行いました。

3. 計画期間と対象区域

本計画の計画期間は、令和５年（2023 年）を初年度とし、令和 24 年(2042 年)を目標年度とする 20 か年とします。ただし、本計画の期間中、社会経済情勢が大きく変化した場合や関連する重要な計画の策定・見直しが行われた場合においては、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、本計画の対象となる区域は、鳴門市全域とし、都市計画区域外である北灘町も含むものとします。

■対象区域（鳴門市全域）

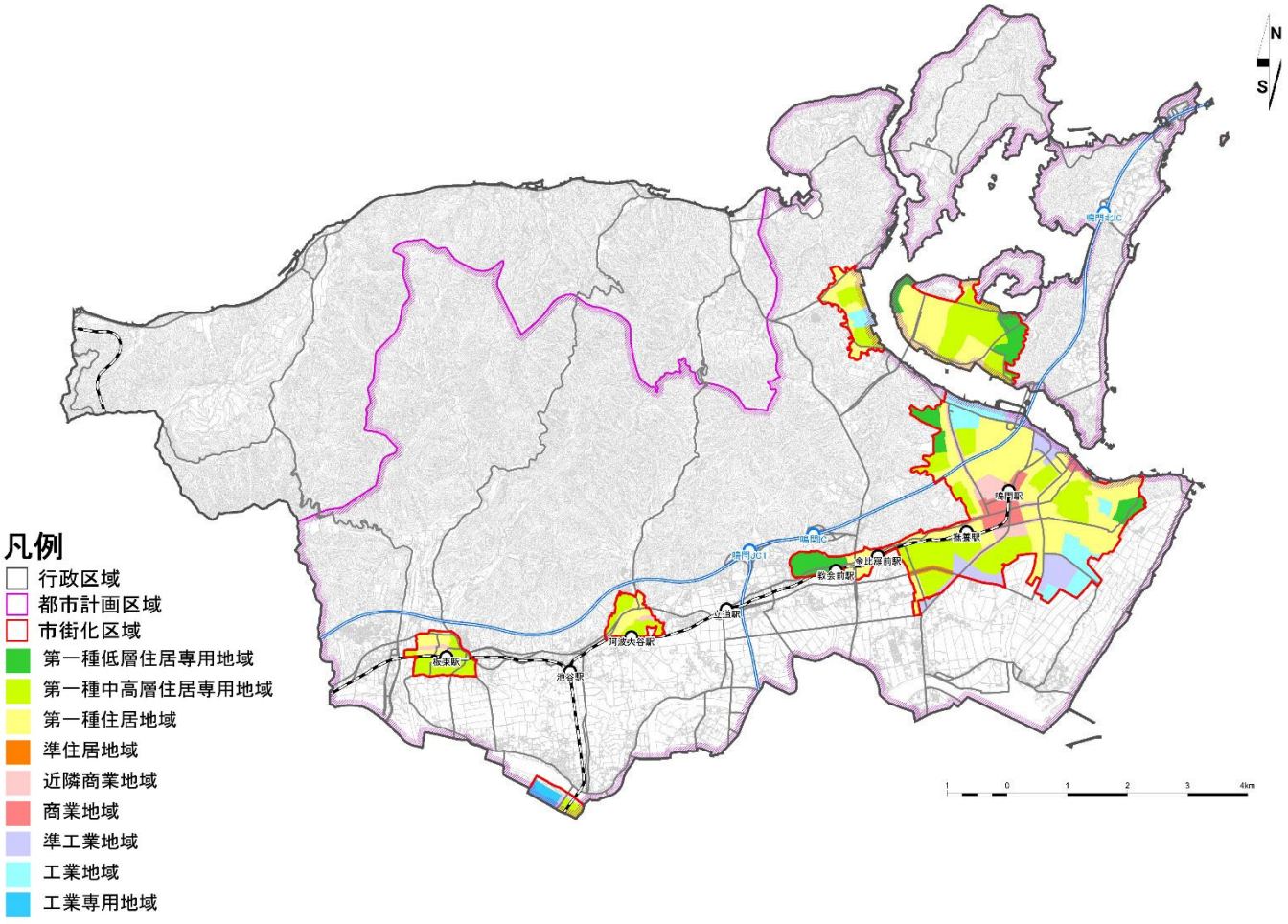

4. 本計画の構成

本計画は、以下に示す第１章～第５章から構成されています。

第１章　社会情勢の変化と上位・関連計画の整理

本市を取り巻く社会情勢の変化や上位・関連計画の策定・見直し内容を踏まえ、本計画に反映すべき事項を整理します。

第２章　鳴門市の現状と課題

本市における都市の現状や市民･高校生･事業所アンケート結果等を踏まえて、課題を整理します。それらをもって本計画に反映すべき事項を整理します。

第３章　全体構想

全体構想は、以下に示す項目であり、基本理念・目標・将来像等を設定した上で、各分野別の方向性を示します。

都市づくりの基本的な考え方
- ■基本理念、都市づくりの考え方、基本目標、将来都市構造、将来目標人口

分野別方針
- ■土地利用の方針
- ■市街地整備の方針
- ■道路・公共交通の整備方針
- ■公園・緑地の整備方針
- ■自然環境・景観の保全の方針
- ■生活環境の整備方針
- ■都市防災の方針

ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針
- ■ゲートと新たなまちづくりエリアの設定方針・整備方針

第４章　地域別構想

地域別構想は、以下に示す９つの地域ごとに地域の現状、課題、まちづくりの方向性を示します。

第５章　実現化方策

本計画に掲げた目標等を実現するため、住民・関係団体・行政などが一体となったまちづくりのあり方や進行管理などの方向性を示すものです。